

第1章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の趣旨

酒類は私たちの生活に豊かさと潤いを与え、酒類に関する伝統と文化は私たちの生活に深く浸透している一方で、多量の飲酒や未成年者・妊婦の飲酒等の不適切な飲酒は、アルコール依存症やうつ病、肝臓疾患等の心身の健康障害（アルコール健康障害）の原因となり、本人の健康問題だけではなく、家族や社会にも深刻な問題を生じさせます。

本県では、成人一人当たりの酒類の販売（消費）数量及び習慣的に飲酒をしている人の割合が全国平均より高く、生活習慣病のリスクを高める飲酒者の割合や東日本大震災に起因するアルコール相談件数に増加が見られることから、その対策は極めて重要となっています。

国は、アルコール健康障害対策基本法（以下「基本法」という。）を制定、平成28（2016）年5月にはアルコール健康障害対策推進基本計画を策定し、基本法で定める2つの基本理念¹を踏まえて、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

県においても、このような国の動向等や県内の状況を踏まえ、本県の実情に即したアルコール健康障害対策を推進するため、「宮城県アルコール健康障害対策推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、県の総合的なアルコール健康障害対策の方向性と具体的な取組を示すものであり、県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」や東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」の実現に向け、関係する保健、医療、福祉、教育等の個別計画との調和を図りながら、基本法第14条第1項のアルコール健康障害対策推進計画として策定するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成31（2019）年度から2023年度までの5年間とします。

¹ 基本理念は、「アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること」及び「アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図れるよう、必要な配慮がなされるものとする」とされている。

<参考>

- アルコール健康障害： アルコール依存症その他の多量の飲酒，未成年者の飲酒，妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害（出典：基本法）

なお、「厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト」では，以下の項目の詳細が，掲載されています。

アルコール依存症，急性アルコール中毒，肝臓病，すい臓病，循環器疾患，メタボリックシンドローム，うつ，自死，認知症，がん，歯科疾患，消化管への影響，痛風，糖尿病，高脂血症，胎児性アルコール症候群など

- アルコール関連問題： アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転，暴力，虐待，自殺等の問題（出典：基本法）

なお、「厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト」では，アルコールに関係した問題の全てをアルコール関連問題と呼び，様々な健康問題や社会問題が含まれ，飲酒する当人に限らず，当人を取り巻く周囲の人々や親の飲酒の影響を受けた胎児や子供などにも広がっているとし，社会問題として，事故，アルコールハラスメント，家庭内暴力，児童や高齢者への虐待，犯罪などが掲載されています。

- アルコール依存症： 長期間多量に飲酒した結果，アルコールに対し精神依存（飲酒のコントロールがきかない）や身体依存（離脱症状が出現するなど）をきたす精神疾患（出典：厚生労働省「厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト」から引用改変）